

# 公益財団法人日本スポーツ協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本スポーツ協会といい、外国に対しては、Japan Sport Association（略称 JSPO）という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、わが国におけるスポーツの統一組織としてスポーツを推進し、遍く人々が主体的にスポーツを享受し得るよう努めるとともに、フェアプレー精神を広め深めることを通して、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国民スポーツ大会及び日本スポーツマスターズをはじめとした競技会、スポーツ大会及びスポーツイベントの開催並びに競技力の向上にかかる諸事業
- (2) 国際交流及び国際協力
- (3) スポーツ少年団の育成、整備及び拡充並びに青少年スポーツの推進
- (4) 地域スポーツクラブの育成、支援及び拡充並びに地域スポーツの推進
- (5) スポーツ指導者の育成及び活用
- (6) スポーツ医・科学に関する研究、調査及び普及啓発
- (7) この法人が実施する諸事業の広報
- (8) 社会貢献活動
- (9) 組織体制の充実強化及び基盤整備
- (10) 施設の管理、運営、整備及び賃貸
- (11) スポーツの普及啓発にかかる諸事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### (その他の事業)

第5条 この法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) マーケティング事業
- (2) 出版物等販売事業
- (3) その他前2号に定める事業に関連する事業

## 第3章 加盟団体

### (加盟団体)

第6条 この法人は、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、この法人と連携及び

協働する次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 国内において特定のスポーツを統轄する団体であって、この法人に加盟したもの
- (2) 各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育・スポーツ協会であって、この法人に加盟したもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、スポーツに関する特定の分野を統轄する団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

**第7条** 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会において出席者の3分の2以上をもってする決議を経て、評議員会において出席者の3分の2以上をもってする決議により、加盟することができる。

(加盟団体分担金)

**第8条** 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

(脱退及び処分)

**第9条** 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の決議を経て、評議員会の決議を得なければならない。  
2. この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、別に定めるところにより理事会及び評議員会の決議を経て、退会を含む処分を行うことができる。

(加盟団体必要事項)

**第10条** 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。  
2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

## 第4章 資産及び会計

(基本財産)

**第11条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。  
2. 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。  
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。  
4. 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

**第12条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第13条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。  
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び収支決算)

**第 14 条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第 15 条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

### 第 5 章 評議員

#### (評議員)

**第 16 条** この法人に評議員 70 名以上 130 名以内を置く。

#### (選任及び解任)

**第 17 条** 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の計 5 名で構成する。

3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
7. 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

（任期）

- 第18条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3. 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第19条** 評議員に対して、各年度の総額が1,800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 評議員会

（構成及び権限）

- 第20条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2. 評議員会は、次の事項を決議する。
    - (1) 理事及び監事の選任及び解任
    - (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額
    - (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
    - (4) 定款の変更
    - (5) 残余財産の処分
    - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
  - 3. 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

（開催）

- 第21条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2. 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
  - 3. 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

（招集）

- 第22条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2. 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

- 第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。
- (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 議事録には、議長並びに評議員会に出席した理事及び評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 役員等

#### (種類及び定数)

- 第 25 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 18 名以上 28 名以内
  - (2) 監事 2 名又は 3 名
2. 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができます。
3. 前項の会長及び理事会で選定する副会長 1 名をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、代表理事以外の副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

#### (選任等)

- 第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。
2. 会長及び代表理事たる副会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、代表理事以外の副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事たる副会長は、前項に掲げる職務及び権限に加え、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

**第 28 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (任期)

**第 29 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

#### (解任)

**第 30 条** 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
2. 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えるなければならない。

#### (報酬等)

**第 31 条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (名誉会長等)

**第 32 条** この法人に、名誉会長 1 名、若干名の名誉副会長を置くことができる。

2. この法人に、最高顧問 1 名、顧問、参与をそれぞれ若干名置くことができる。
3. 名誉会長及び名誉副会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
4. 最高顧問及び顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
5. 参与は、この法人の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき会長が委嘱する。
6. 名誉会長、名誉副会長、最高顧問、顧問及び参与は無報酬とする。

#### (名誉会長等の職務)

**第 33 条** 名誉会長及び名誉副会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

2. 最高顧問及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
3. 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第8章 理事会

### (構成)

第34条 理事会は全ての理事をもって構成する。

2. 理事会の議長は、会長とする。

### (権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事たる副会長が理事会を招集し、議長を務める。

### (決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 日本スポーツ少年団

### (設置)

第39条 この法人に、全国のスポーツ少年団によって構成する日本スポーツ少年団を置く。

2. 日本スポーツ少年団の設置に関する規定については、理事会の決議を経て別に定める。

### (業務)

第40条 日本スポーツ少年団は、第4条第1項第3号の事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第10章 委員会及び特別委員会

### (委員会及び特別委員会)

第41条 この法人には、理事会の決議を経て委員会及び特別委員会を設けることができる。

2. 委員会は、第4条の事業に関する事項について協議し、調査研究をする。
3. 特別委員会は、第4条の事業の内、特定の事柄に関する事項について協議し、調査研究をする。

### (名称等)

**第 42 条** 各委員会及び特別委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(委員長)

**第 43 条** 各委員会及び特別委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

2. 委員長は理事会が定めた規則に基づき会長が委任した事項における業務を執行する。

## 第 11 章 事務局

(事務局)

**第 44 条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。  
3. 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

## 第 12 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

**第 45 条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 17 条についても適用する。

(合併等)

**第 46 条** この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

**第 47 条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第 48 条** この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第 49 条** この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第13章 公示の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告とする。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第14章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 尾崎宏 泉正文 田中道博 福島修 不老浩二 監物永三 篠宮稔  
宇津木妙子 霜觸寛 神尾芳昭 柳田昌秀 横嶋信生 白井秀明  
橋本俊和 安井守 五ノ坪和彦 坂口和隆 樋口久子 岡崎助一  
勝田隆 ヨーコ・ゼッターランド 坂本祐之輔 佐治信忠 竹田恆和  
張富士夫 森正博  
監事 中村正彦 村田芳子

- 4 この法人の最初の代表理事は 張富士夫 とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山本征悦 青木剛 福井一也 林辰男 内山勝 浅見榮一 永井東一  
寺崎誠 岩満一臣 二木英徳 木内貴史 堀内光一郎 高田裕司  
前田彰一 岡本実 市原則之 大島研一 笠井達夫 前原正浩 牧野勝行  
田中英壽 山内英樹 山本秀雄 小野沢弘史 笹田嘉雄 関根義雄  
吉本清信 來栖行正 福本修二 木本由孝 真下昇 内藤順造 藤田二郎  
島田晴男 栗原茂夫 君塚晋 川井武彦 木村恭子 佐藤直亮 塚田芳樹  
後勝 東敏昭 萩原俊次 遠藤容弘 村岡久平 竹田恆正 佐藤厚  
宮本英尚 村越真 園山和夫 永田敏雄 片桐勝一 衣笠剛 知念かおる  
白髭俊穂 武田哲郎 佐々木正春 佐藤博俊 鈴木洋一 佐藤通隆  
国井裕一 市村仁 安納守一 野田伸 三戸一嘉 荒川昇 中野英則

石原春男 望月三千雄 棚橋進 島田徳一 下村修 柱山嗣廣 丹羽治夫  
山梨幹郎 村木啓作 田中敏夫 石博詔之 町田登 橋詰澄雄 岩崎清彦  
吉井和明 小林隆 日比野幹生 田淵康允 和田義己 松井守  
久保田文也 竹下隆信 岡興司 分木秀樹 大亀孝裕 刈谷好孝  
松永和生 大坪郁弘 高谷信 園木洋二 渚洋行 廣田彰 末永皓久  
富田弘 吉田秀博 塩田壽久 黒川光隆 高橋眞琴 梅村清弘 小野清子  
久保博 下重暁子 帖佐寛章 寺澤正孝 日枝久 日比野弘 松本好雄  
三田清一 新藤久典

- 6 平成 23 年 10 月 31 日一部改定  
(第 9 条、第 10 条、第 11 条、附則 1 )
- 7 平成 25 年 3 月 27 日一部改定  
(第 16 条)
- 8 平成 28 年 6 月 24 日一部改定  
(第 24 条)
- 9 平成 29 年 6 月 23 日一部改定  
(第 43 条、第 45 条の改定、第 42 条削除、第 43 条以降の条番号繰り上げ)
- 10 平成 29 年 12 月 22 日一部改定  
(第 4 条第 1 項)
- 11 平成 30 年 4 月 1 日一部改定  
(第 1 条、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 40 条)
- 12 平成 30 年 6 月 22 日一部改定  
(第 16 条)
- 13 令和元年 5 月 20 日一部改定  
(第 2 条)
- 14 令和元年 6 月 21 日一部改定  
(第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 20 条第 2 項、  
第 41 条削除、第 42 条、第 42 条以降の条番号繰り上げ)
- 15 令和 2 年 7 月 31 日一部改定  
(第 21 条第 3 項)
- 16 令和 5 年 6 月 23 日一部改定。  
(第 25 条第 3 項、第 27 条第 3 項追加、第 36 条第 2 項、第 37 条、  
第 38 条第 2 項)
- 17 令和 5 年 6 月 23 日一部改定。  
(第 4 条第 1 項中の「国民体育大会」を令和 6 年 1 月 1 日付で「国民スポーツ大  
会」に改定する。但し、令和 5 年 12 月 31 日までに開催した大会は「国民体育大  
会」と称する。)